

精神科入院医療費の一部助成制度

(旭川市精神障害者医療費助成制度)

精神科に入院している方の医療費助成制度です。1か月1万円を限度に助成します。

1 対象者

旭川市に1年以上住民登録をしている方で、各健康保険に加入し、精神疾患を理由に精神科に入院している方。

ただし、認定申請する時点で旭川市に住民登録して1年未満の方やお亡くなりになっている方等は助成対象外となるため、ご注意ください。

※助成を受けられない方

- ・生活保護を受けている。
- ・後期高齢者医療制度に加入している。
- ・知事による入院措置を受けている。
- ・国または地方公共団体の医療給付、助成を受けている。

(ひとり親家庭等医療費助成・子ども医療費助成・精神障害以外を理由とした重度心身障害者医療費助成など)

2 助成の範囲

健康保険適用を受ける入院医療費の自己負担額（附加給付額、食事療養費標準負担額等を除く）のうち、1か月につき1万円を限度に助成します。

3 申請に必要なもの

(1) 受給資格認定の申請（初回の手続）

- 健康保険証
- 診断書（市指定の様式）
- 住民票（本人のみ）
- 同意書（市指定の様式）
- 通帳 ※本人の通帳の用意が難しい場合は御相談ください。

(2) 医療費助成の申請（請求の手続）

- 領収書（コピー不可）
- 印鑑（認印可）※委任状が必要な場合のみ。

4 申請先

旭川市保健所 健康推進課 こころの健康係（旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階）

※各支所での申請は受け付けておりません。

5 受給資格認定後の留意事項

- 医療費の助成金を請求することができる権利は、対象者が精神科へ入院し、療養を受けた日の翌月の初日から起算して、2年を経過すると消滅します。
- 氏名、住所、加入する医療保険に変更があったとき、又は受給資格がなくなったときは、速やかに届け出てください。
- 受給資格は、隔年の3月に更新します。その際に、受給資格がないと認めたとき、又は助成金の請求が2年間行われていないときは、その資格を取り消します。

＜お問い合わせ先＞

旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階

旭川市保健所 健康推進課 こころの健康係

電話（0166）25-6364

助成制度 よくある質問と回答（Q & A）

◆ 質問1 “入院日数等による制限について”

何日以上入院した場合に、「精神科入院医療費の一部助成制度」の対象となりますか。また、入院医療費の自己負担額が1万円未満の場合は対象となりますか。

◆ 回答1

入院日数による制限はありません。数日の短期入院であっても対象となります。1か月の自己負担額の合計が1万円未満の場合は、その自己負担額を助成します。

◆ 質問2 “「高額療養費制度」との併用について”

同一月（1日から月末まで）にかかった入院医療費の自己負担額が高額になったため、「高額療養費制度」の適用を受けました。この場合、「精神科入院医療費の一部助成制度」は利用できますか。

◆ 回答2

「高額療養費制度」と「精神科入院医療費の一部助成制度」は、併用することができます。

◆ 質問3 “精神科以外の診療科への入院について”

精神疾患により精神科へ入院していましたが、身体合併症（糖尿病など）の治療のため、精神科以外の診療科へ転院（入院）となりました。転院後に療養を受けた入院医療費の自己負担額は、「精神科入院医療費の一部助成制度」の対象となりますか。

◆ 回答3

精神科以外の診療科において療養を受けた入院医療費の自己負担額は対象となります。また、精神疾患の治療に関わるものでも、外来による医療費の自己負担額や、健康保険の適用となる自己負担額（入院中の病衣使用料など）は対象外です。

◆ 質問4 “助成金の請求について”

令和3年7月に、精神疾患により精神科へ2週間入院しました。
このときの入院医療費の自己負担額について、令和5年8月に「精神科入院医療費の一部助成制度」の助成金を請求することはできますか。

◆ 回答4

請求することはできません（この場合の請求期限は令和5年7月末まで）。
「精神科入院医療費の一部助成制度」の助成金を請求することができる権利は、対象者が精神科へ入院し、療養を受けた日の翌月の初日から起算して、2年を経過すると消滅します。

◆ 質問5 “助成金の支払いについて”

市に助成金を請求してから支払われるまで、どのくらいの日数を要しますか。

◆ 回答5

市からの助成金の支払いについて、毎月20日締めの翌月中旬払いとして事務を行っています。
ただし、請求内容に確認を要する事項がある場合は、さらに日数を要することがあります。